

岡山市告示第 637 号

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき，特定有害物質によって汚染されている区域を，次のとおり形質変更時要届出区域に指定する。

平成 28 年 6 月 15 日

岡山市長 大 森 雅 夫



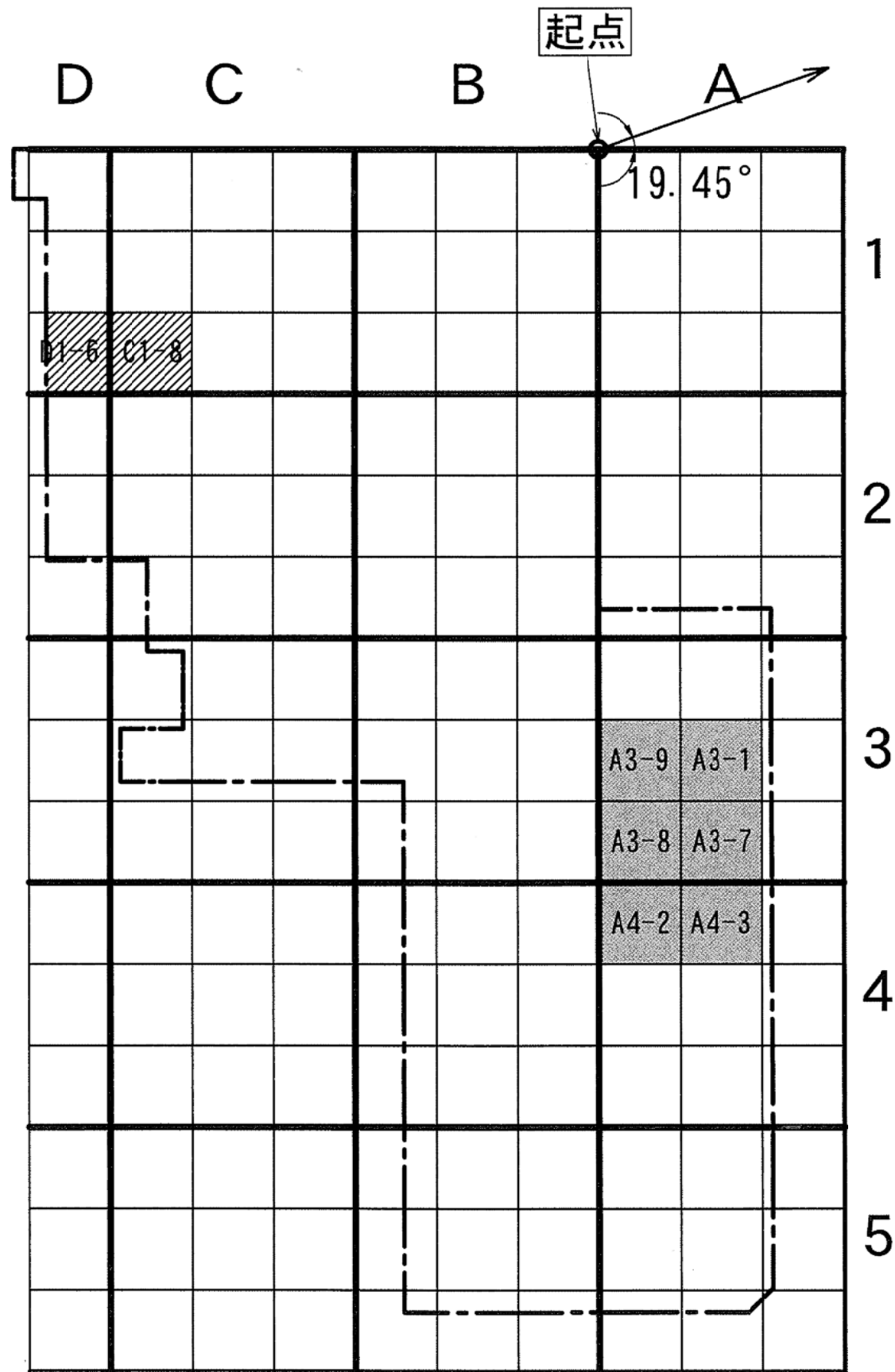
1 指定する区域

岡山市南区築港緑町一丁目 1 番 2 の一部 （別図のとおり）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）第 31 条第 1 項

の基準に適合していない特定有害物質の種類

- ・ 六価クロム化合物
- ・ シアン化合物
- ・ 水銀及びその化合物
- ・ セレン及びその化合物
- ・ 鉛及びその化合物
- ・ ふっ素及びその化合物



枝番号配置

A

2	3	4
9	1	5
⑧	7	6

○地点名：A1-8

【起点】

(X座標 (m), Y座標 (m))

(-154641.910, -36801.684)

【格子の回転角度 19.45°】

格子の回転角度は、起点を通る東西および南北方向に引いた線ならびにこれらと並行して10m間隔で引いた線によって構成される格子を、起点を中心に右回りに回転させた角度を示す。

調査対象範囲

形質変更時要届出区域
(六価クロム化合物・シアン化合物
・水銀及びその化合物・セレン及びその化合物
・鉛及びその化合物・ふっ素及びその化合物)

形質変更時要届出区域
(六価クロム化合物)